徳島県仏教会 県仏だより

発行日　平成29年9月15日
発行者　岡　部　義　典
発行所
一般社団法人　徳島県仏教会
〒770-0908
徳島市眉山町大滝山７
常慶院（事務局）
TEL088-653-1030
FAX088-624-2220

第９号

ごあいさつ

一般社団法人　徳島県仏教会
代表理事・理事長　岡部　義典

梅雨より天候不順に見舞われ、降雨の無い日々が続くと思えば、ゲリラ豪雨・線状降水帯による豪雨、それに伴う河川の氾濫、雹による被害、土砂崩れによる道路の破損、流れ出た木々による住宅の破損など、被災が多発し、尊い人命が失われる状況にあります。

地球規模でも洪水、水不足など、異常気象が続いています。自然からの人間に対する戒めのようにも感じます。異常気象の原因ともいわれる地球温暖化にどう取り組むのか、また防災をどう進めるのかなど、仏教会としても何ができるのかを真剣に考える必要があります。

さて、本年五月十一日に開催されました総会におきまして、私は代表理事・理事長に再任されました。ご協力ご指導のほど、よろしくお願い致します。

つきましては、任期二年間には、次の三点を重点的に取り組んで参ります。

一　徳島県仏教会所属寺院名簿の作成

現在の名簿は、平成十九年に作成されたもので、十年が経過し、現状と異にするところが多くあり、これを訂正新調いたします。広報委員会から、各単位仏教会に対しまして、寺院名簿の提出を依頼しますので、よろしくお願いいたします。

二　一昨年から予定していました「ミャンマーパゴダ巡礼」の実施

本年一月に予定しておりました、ミャンマー訪問は、残念ながら諸般の事情により、実施することができませんでした。今回は、平成三十年一月中に実施予定です。詳細につきましては、当広報誌２ページに掲載しております。後日各寺院へ申し込み書をお送りいたします。

三　眉山山頂パゴダ修繕に向けて

眉山山頂のパゴダは、平成二十年に大修理をいたしました。しかし、残念ながら、ひどい雨漏りがまた発生しており、その影響で、天井の塗装、床面のタイルシート等がめくれ、剥げてきました。この状況を徳島県仏教会役員、単位仏教会役員各位に知って頂き、出来る箇所から修繕を進めたいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

その他、皆様のご意見を賜りながら、取り組んで参ります。

合掌

仏壇・仏具・寺院荘厳具・神殿・神具・巡拝用品
瀬戸内仏具店
〒770-0905 徳島市東大工町2-19 TEL 088-622-1740

＜題字＞岡部理事長

旧首都・ヤンゴン、王朝時代の古都・バゴーをめぐる!もう一歩先の秘境ミャンマーへ!

3日目
シュエダゴォンパゴダ イメージ

一般社団法人 徳島県仏教会
ミャンマー 慰霊巡拝の旅 5日間

観光 Sight Seeing ミャンマーを代表する魅力溢れる観光地へ!

かつて栄華を誇った古都 バゴー

バゴーはかつては、13世紀から16世紀にかけて、モン族のバゴー王朝の首都として、大いに栄えた古都です。

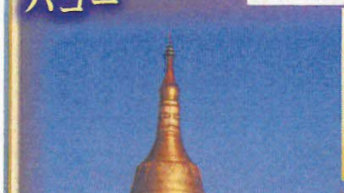
チャインプーンパゴダ／イメージ

チャウッタイン僧院／イメージ

聖なる最大都市 ヤンゴン

1755年ビルマ族がこの地を占領し「戦いの終わり」という意の「ヤンゴン」と命名。イギリス植民地時代を経て、西洋文化が溶け合った佇まいを残します。

シュエモードパゴダ／イメージ

ヤンゴン街並み／イメージ

© ASEAN-Japan Centre
チャウッタージーパゴダ／イメージ

宿泊 Hotel

（当社基準）スーペリアクラスホテルに3連泊！お荷物の移動がなくらくらく!!

ベストウエスタン・グリーンヒル
（利用ホテル一例）

外観

※宿泊ホテルは、同等ホテル又はそれ以上のクラスホテルに変更となる場合がございます。

食事 Meal

ミャンマー料理を含む計10回の食事付き!!（朝3・昼3・夕4／機内食を除く）

■旅行代金（大人お一人様）

148,500円

※目安：燃油サーチャージ0円（2017年8月9日現在　なお、今後変更となる場合がございます）、関空施設使用料2,730円、旅客保安サービス料310円、海外空港諸税3,280円が別途必要です。

■出発日と旅行代金（大人お一人様）

ご旅行期間	12名様の場合
2018年1月22日(月)～1月26日(金)	148,500円

■旅程　※お一人様部屋追加代金／26,000円（お一人様参加の場合は必要です。）

日程	国名	地名	現地時刻	交通機関	スケジュール		朝	昼	夕
1	日本	徳島発 関西国際空港着・発 ヤンゴン着 ホテル着	朝 昼 夜	🚌 ✈ 🚌	バスにて関西国際空港へ。 空路、バンコクにて乗り継ぎ、ミャンマー最大都市ヤンゴンへ。 着後、市内レストランにて中華料理の夕食をお召し上がり下さい。 〔ヤンゴン泊〕	当社基準スーペリアクラスホテルに嬉しい3連泊!!	―	機内	中華料理
2	ミャンマー	ヤンゴン バゴー ヤンゴン ホテル着	午前 夕刻 夜	🚌	朝食後、古代都市バゴーへ。 着後、古都バゴーにて慰霊巡礼。 第五十五師団慰霊碑（古都バゴーにあるチェニガン寺院に祀られています。戦後に徳島県の方が建設されたと言われています）。 慰霊後、古都バゴー観光（バゴーで最も有名な全長55mの◎シュエターリャウン寝仏〈約40分〉、◎シュエモートパゴダ〈約45分〉、4面大仏で有名な◎チャインプーンパゴダ〈約30分〉）。 観光後、ヤンゴン市内へ。 市内レストランにて西洋料理の夕食。 〔ヤンゴン泊〕		ホテルにて	ミャンマー料理	西洋料理
3	ミャンマー	ヤンゴン ホテル着	朝 午後 夜	🚌	朝食後、ヤンゴン日本人墓地にて慰霊巡拝。 日本人墓地。多くの慰霊巡杯ツアーはここで慰霊祭を行っております。 ヤンゴン市内観光（国民のシンボル◎シュエダゴン・パゴダ〈約60分〉、△スーレーパゴダ（車窓）、巨大なショッピング街◎ボージョーアウンサンマーケット〈約60分〉）。※注1 夕食は民族舞踊ショーを見ながらアジアンビュッフェをお楽しみ下さい。 〔ヤンゴン泊〕		ホテルにて	飲茶料理	アジアンビュッフェ
4	ミャンマー	ヤンゴン ヤンゴン発 バンコク着・発	午前 夜 深夜	🚌 ✈	朝食後、ヤンゴン郊外観光（川の中州が丸ごとお寺の◎水中寺院〈約30分〉、◎ナシェナ王の墓〈約30分〉、◎ローカルマーケット〈約20分〉）。観光後、空港へ。 空路、バンコクにて乗り継ぎ、帰国の途へ。 〔機中泊〕		ホテルにて	ミャンマー料理	ミャンマー風麺料理
5	日本	関西国際空港着・発 徳島着	朝 昼	🚌	着後、バスにて徳島へ。 着後、解散。		機内	―	―

※右記スケジュールは航空便・バス等交通機関の都合・天候・現地事情により、旅程・見学箇所・訪問順序・食事内容等が変更となる場合がございます。　※航空便発着時刻は2017年8月9日現在の時間です。また、各表示時間は目安の時間となり予告なく変更となる場合がございます。　※◎＝入場観光、◎＝下車観光（施設等へは入場しません）、△＝車窓観光です。　※徳島駅から関西国際空港のバス料金は旅行代金には含まれておりません。　■最少催行人員／12名　■食事回数／朝3・昼3・夕4（機内食除く・軽食含む）　■添乗員／同行致します。　■利用航空会社／タイ航空　■航空機の利用クラス／エコノミークラス　■利用予定ホテル／〔ヤンゴン〕ベストウエスタン・グリーンヒル（一例）　■利用ホテルクラス／スーペリアクラス（当社基準）　※宿泊ホテルは、同等クラス又はそれ以上のクラスのホテルに変更となる場合がございます。詳しくは裏面のホテル利用一覧表をご参照下さい。　※ホテルはバスタブ無しの部屋の場合がございます。予めご了承下さい。
※ミャンマー入国に際し、査証（ビザ）が必要となります。　※注1…アウンサン・マーケットは未定休の為、休みの場合は市内ショッピングモールへのご案内となる場合があります。

寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑤

備付書類の閲覧請求の手続きについて

宗教法人は、信者その他の利害関係人から備付書類の閲覧請求があったときは、閲覧に正当な利益があり不当な目的でない限り、これを閲覧させなければなりません。(宗教法人法第25条3項)

前号(603号)では、上記の正当な利益や、不当な目的とは何なのかについて述べました。そして、正当な利益や不当な目的があるかないかの判断は一次的には、宗教法人自身で決めることになります。何らかの理由があって宗教法人から閲覧を拒否された信者その他の利害関係人は裁判所に訴えることができますから、二次的な判断は裁判所が行うということになります。

宗教法人は裁判所へ訴えられることも覚悟しながら、閲覧させるかどうかの判断をしなければなりません。
閲覧請求者が、現にどのような利害関係を有するものかを具体的に勘案して、閲覧に関する内部規則があるときはそれに基づき、閲覧に係る書類ごとに、書類によってはその一定部分ごとに、閲覧することに正当な利益などがあるかどうかを判断します。

閲覧の手続きについては、法律に規定がありません。徒に紛争を拡大させないためにも、宗教法人規則の施行細則で定めておくとよいと思います。尚、これらは責任役員会等で決めることになります。

ここに施行細則の例と申請書の例を提示しておきます。

(施行細則の例)

宗教法人「〇〇寺」備付書類の閲覧請求に関する細則
第1条　当法人の備付書類等の閲覧をしようとする者は、文書をもって申請しなければならない。
第2条　前項の申請人は、申請書に署名及び押印し、信者その他の利害関係人であることを証明しなければならない。
第3条　申請書には、閲覧の目的を明示しなければならない。
第4条　申請人は、当法人から請求があったときは、その身分を証明する書類その他必要な書類を提示しなければならない。
附則　この細則は平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(申請書の例)

平成〇〇年〇月〇日

宗教法人「〇〇寺」
代表役員　〇〇〇〇殿

住所　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名　〇〇〇〇　㊞
電話　000-000-0000

宗教法人事務所備付書類等の閲覧請求

このたび、私は下記の理由により、貴宗教法人の書類を閲覧したいので申請します。

記

1、　当法人との関係(信者その他の利害関係人であることを具体的に記載する)
2、　閲覧請求の目的・理由(具体的に記入する)
3、　閲覧を請求する書類(書類の名称)

以　上

次号では、備付書類の所轄庁への提出について述べてみます。

全日本仏教会顧問弁護士　長谷川 正浩 監修

公益財団法人全日本仏教会機関誌『全仏』から、許可を得て転載しております。

平成二十九年度通常総会開催

平成二十九年度通常総会が五月十一日、徳島ワシントンホテルで開催されました。平成二十八年度事業報告・決算が承認され、平成二十九年度事業計画・予算案が決定されました。

また役員任期満了に伴い、左記の役員が選任されました。任期は平成二十九年四月一日から二年間。なお、総会資料は各単位仏教会を通じて所属寺院四四〇ヶ寺へお送りいたします。

理事長　岡部義典（南部・再任）高野山真言宗宝蔵院
副理事長　日和田慈泉（西部・再任）真言宗大覚寺派醫光寺
副理事長　近藤龍彦（中央・再任）高野山真言宗東林院
理事　福島誠浄（中央・再任）真言宗大覚寺派万福寺
理事　今川泰伸（南部・再任）高野山真言宗薬王寺
理事　福島聴空（南部・新任）高野山真言宗現福寺
理事　奥村顕調（西部・新任）法華宗本覚寺
監事　田中常信（西部・新任）真言宗御室派興聖寺
監事　撫養正文（中央・新任）高野山真言宗長満寺
顧問　山口憲志　真言宗御室派光仙寺

殉国諸精霊慰霊法要・奉納阿波踊り

八月十五日終戦の日正午に、眉山山頂パゴダにて、殉国諸精霊慰霊法要・奉納阿波踊りが行われました。

事務局だより

県仏教会の慶弔規定がありますので、左記に該当することがございましたら、事務局までご連絡ください。なお、申請用紙は県仏ホームページよりダウンロード可能です。http://tokukenbutsu.com

慶事　一　御住職の結婚（住職に限る）二　本堂の新築及び改築
弔事　一　御住職の遷化（住職に限る）

編集後記　○例年、お盆明けの発行ですが、今号は遅くなり申し訳ございません。○役員任期満了でしたが、広報委員会は引き続き同じ委員にて務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

安心のブランド MORI
仏壇・仏具・墓石・神殿・神具・石材工事・ギフト
株式会社 ぶつだんのもり
0120-48-1115 本店
www.b-mori.co.jp
上記ホームページもしくは、右記ワードで 楽天市場 ぶつだんのもり で 検索
もくりんのブログ http://b-mori.blogspot.jp/